

平成 20 年 11 月 13 日

各 位

株式会社ホンダアルファ都市開発  
代表取締役 本多 清利

### 民事再生手続開始申立てに関するお知らせ

当社、株式会社ホンダアルファ都市開発は、昨日平成 20 年 11 月 12 日、大分地方裁判所中津支部に民事再生手続開始の申立てを行い、本日平成 20 年 11 月 13 日、同裁判所から保全処分命令（弁済禁止処分）と監督命令が発せられましたので、下記の通りお知らせいたします。

このような事態になり、お客様、お取引先の皆様には多大なご迷惑をおかけするところとなり、誠に申し訳なく心からお詫び申し上げます。今後、役職員一同、再生に向けて全力を尽くして参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

記

#### 申立の概要

当社は、平成 20 年 11 月 12 日大分地方裁判所中津支部に民事再生手続開始申立てを行い、翌 11 月 13 日に保全処分決定がなされています。

申立代理人は、

中津市豊田町三丁目 7 番 4 号坪根ビル 3 階

弁護士法人山本法律会計事務所

弁護士 山本 洋一郎

弁護士 菅野 直樹

Tel : 0979-24-4321 Fax : 0979-24-5594

以上